

柏情審第3号  
平成26年5月22日

柏市長 秋山浩保様

柏市情報公開・個人情報保護審議会  
会長 高岡信男

不服申立てに対する答申について

平成26年2月26日付け柏市民第600号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

1 当審議会の結論

実施機関の決定は、相当である。

2 不服申立てに至る経過

- (1) 本件不服申立人（以下「不服申立人」という。）は、柏市長（以下「実施機関」という。）に対し、平成26年1月29日、柏市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、次の保有個人情報の開示を請求した。

「請求者に係る住民票の写し等職務上請求書。ただし平成25年11月1日から請求日現在までに請求されたものに限る。特に依頼者名の開示を求める」

- (2) 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報として、次の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）を特定した。

平成25年11月20日請求 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書

- (3) 実施機関は、本件保有個人情報のうち次に掲げる部分については、条例第18条第3号本文及び同条第4号アに該当する不開示情報が記載されているとして、不服申立人に対し、平成26年2月7日付け柏市民第569号をもって保有個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）の通知をした。

ア 条例第18条第3号本文に該当する保有個人情報

(ア) 業務の種類

(イ) 依頼者の氏名又は名称

(ウ) 依頼者について該当する事由

(エ) 上記に該当する具体的事由

イ 条例第18条第4号アに該当する保有個人情報

請求者の職印

(4) 不服申立人は、平成26年2月14日、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、実施機関に対し、不服申立てをした。

### 3 不服申立ての趣旨及び理由

(1) 不服申立ての趣旨

本件処分を変更し、本件保有個人情報の全部を開示するとの処分を求める。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人が不服申立書及び意見陳述で主張している不服申立ての理由の要旨は、次のとおりである。

ア 住民票の請求対象は不服申立人のみで十分なはずであるのに、故意に世帯単位で請求されたことに疑義がある。

イ 市は、不開示部分が個人情報であって、開示すると当該個人の利益を害すると主張する。その一方で、市は不服申立人の同居人の住民票を請求者に交付し、その個人情報を流出させ、不利益を与えている。このように対応に矛盾があり、市としての義務を軽視している。また、公平な取扱いではない。

ウ 不服申立人は本件保有個人情報の開示請求を行う前に、裁判所から通知を受けている。よって、職務上請求の依頼人については既に分かっており、依頼者の情報は当然不服申立人が知ることが予定されている情報である。

エ 本件保有個人情報に記載されている不服申立人の住所が間違っているにも関わらず、不服申立人の住民票を提供したことは不当である。

オ 職印を開示しても請求人の権利利益が害されることはない。

保護するのであれば，請求者の氏名を不開示とすべきである。  
カ 本件処分は，憲法 12 条及び 13 条に反しており，不当である。

#### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が，部分開示決定の理由説明書等で主張している本件処分の理由の要旨は，次のとおりである。

(1) 依頼者に係る情報は，一般に外部に公表されている情報ではないため，条例第 18 条第 3 号ただし書アの「法令等の規定により又は慣行として不服申立人が知ることができ，又は知ることが予定されている情報」であると認めることができない。

また，不服申立人は依頼者については誰であるか分かっているとのことであるが，それをもって本件保有個人情報の依頼者情報を不服申立人が当然知ることができ，又は知ることが予定されているものとして条例第 18 条第 3 号ただし書アに該当すると認めることはできない。

(2) 開示しなければ人の生命，健康，生活又は財産を保護できない場合に該当する理由が不明であり，条例第 18 条第 3 号ただし書イの開示が必要な情報と認めることはできない。

(3) また，本件保有個人情報は，条例第 18 条第 3 号ただし書ウ及びエのいずれにも該当しない。

(4) 請求者の職印を開示すると印影をもとに印が偽造されるおそれがあることは否定できず，請求者の正当な権利利益を害するおそれがある。

(5) よって，本件保有個人情報のうち不開示部分については，条例第 18 条第 3 号本文及び同条第 4 号アに該当すると判断したものである。

#### 5 当審議会の判断

(1) 本件保有個人情報について

ア 職務上請求とは，住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 12 条の 3 第 2 項の規定により，同条第 3 項に規定する特定事務受任者が職務上住民票の写し等を請求することである。本件保有個人情報については，特定事務受任者のうち，司法書士が請求したものである。

イ 本件保有個人情報は、司法書士が住民票の写しを職務上請求する際に用いた日本司法書士会連合会統一様式に記載された情報である。

ウ 本件保有個人情報の内容は、「請求の種別」、「本籍・住所」、「筆頭者の氏名・世帯主の氏名」、「請求に係る者の氏名・範囲」、「住基法第12条の3第7項による基礎証明事項以外の事項」、「利用目的の種別（請求に際し明らかにしなければならない事項）」、「請求者事務所所在地」、「事務所名」、「司法書士氏名」、「電話番号」、「登録番号・認定番号」及び「請求者職印」並びに使者（補助者）の場合における「事務所所在地」、「氏名」及び「印」である。

エ 実施機関は、本件保有個人情報に記載されている情報の一部を条例第18条第3号本文及び同条第4号アに該当するとして不開示とした。

そこで、実施機関の判断の妥当性について検討する。

## (2) 条例第18条第3号本文の該当性について

ア 条例第18条第3号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある」情報については、原則として不開示とする旨を定めている。

イ 本件保有個人情報のうち、実施機関が条例第18条第3号本文を理由に不開示とした部分には、請求者の業務の種類、依頼者の氏名又は名称、依頼者について該当する事由及びその事由に該当する具体的事由（以下「本件係争個人情報」という。）が記載されている。

ウ 本件係争個人情報は、いずれも開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報

であり、条例第18条第3号本文に該当する。

(3) 条例第18条第3号本文ただし書の該当性について

ア 条例第18条第3号ただし書は、同号本文に該当したとしても、開示請求者以外の個人の権利利益を侵害せず、不開示にする必要がないもの及び個人の権利利益を考慮してもなお開示することの公益が優越するため開示すべきものを例外的事項として次のとおり定めている。

(ア) 同号ただし書ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

(イ) 同号ただし書イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

(ウ) 同号ただし書ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。以下同じ。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(エ) 同号ただし書エ 当該個人が公務員等以外の者である場合において、当該情報が実施機関の行う事務又は事業で予算の執行を伴うものに係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等以外の者の職(これに類するものを含む。)及び氏名並びに当該予算執行の内容に係る部分(開示することにより、当該公務員等以外の者の権利利益を不当に害するおそれがある情報を除く。)

イ まず、本件係争個人情報とは特定事務受任者の依頼者に係る情報であり、依頼者の情報は実施機関の主張のとおり、条例第18条第3号ただし書ウ及びエに該当しないことは明らかである。

ウ 次に、不服申立人が主張している本件係争個人情報条例第18条第3号ただし書アの該当性について検討する。

(ア) 同号ただし書アに該当するものは、法令等の規定により公にされている情報や、慣行として公にされている情報をいう。これらの情報は、一般に公表されている情報であり、これを開示することにより、場合によっては個人の権利利益を害するおそれがあるとしても、受忍すべき限度内にとどまると考えられるので、これを開示することとしたものである。

また、本人が提出した書類の中に親族等の第三者に関する情報が含まれていた場合、本人はこれらの第三者の情報を当然知り得ているものであるから、本号ただし書に該当するものである。

なお、閲覧、請求等を利害関係人等一定の者に限って認めているものは、一般には公表されている情報とはいえないが、特定の関係者のみを知ることができる情報の場合であっても、開示請求者がその特定の関係者に含まれている場合には、開示義務が生じることとなる。

(イ) そこで、本件保有個人情報について見てみると、実施機関の主張のとおり、本件保有個人情報は一般に外部に公表されている情報ではない。

さらに、本件保有個人情報は職務上請求されたものであって、不服申立人が請求したものではないため、請求内容を当然知り得ているものではない。

(ウ) 不服申立人は、本件係争個人情報のうち依頼者の氏名を既に知っていると主張し、条例第18条第3号ただし書アに該当すると主張するが、単に不服申立人の推測に過ぎず、また、裁判所からの通知を受けているからといって、そのことをもって、本件係争個人情報の閲覧、請求等が認められる特定の関係者に不服申立人が含まれていると認めることはできない。

(エ) よって、本件係争個人情報は、条例第18条第3号ただし書アには該当しない。

エ 次に、不服申立人が主張している本件係争個人情報条例第18条第3号ただし書イの該当性について検討する。

(ア) 同号ただし書イに該当するものは、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益と、開示することによる利益とを比較衡量して、開示請求者以外の個人情報を開示してもそれを上回る利益、すなわち開示請求者を含む人の生命、健康等を保護することの利益がある場合に、開示請求者以外の個人情報を開示することが認められる情報である。

(イ) 不服申立人は、不服申立人の情報が依頼者に流出する一方で、依頼者の情報を開示されないことをもって不公平であると主張するが、本件係争個人情報を開示すべきかどうかは、開示請求者以外の個人情報を開示してもそれを上回る人の生命、健康等を保護することの利益がある場合でなければならない。

(ウ) 不服申立人は、本件係争個人情報が開示されないことにより、その財産が侵害されていると主張するが、具体的な侵害は認められない。

(エ) よって、本件係争個人情報は、条例第18条第3号ただし書イには該当しない。

(4) 条例第18条第4号アの該当性について

ア 本件保有個人情報のうち、実施機関が条例第18条第4号アを理由に不開示とした部分には、請求者の職印（以下「本件係争法人等情報」という。）が押印されている。

イ 不服申立人は、職印を不開示とするのではなく氏名を不開示とするべきであると主張する。しかし、司法書士の氏名は開示されても不当に利益が侵害されるおそれはない。一方、職印が開示された場合は、実施機関が主張するように、司法書士の正当な利益が害されるおそれがあると考えられる。

ウ よって、本件係争法人等情報は、条例第18条第4号アに該当する。

また、条例第18条第4号アただし書に該当しないことは、上記(3)エの検討結果と同様である。

(5) 以上検討したとおり，本件係争個人情報及び本件係争法人等情報は，条例第18条第3号本文及び同条第4号アに該当する情報であると認められるため，実施機関の行った本件処分は，相当であると判断する。

(6) なお，不服申立人の主張のうち3(2)ア，エ及びカの主張について，以下のとおり判断する。

ア 不服申立人の主張3(2)のア及びエについて

当審議会は，個人情報の保有個人情報の開示請求に対する実施機関の開示決定等について，条例の目的，趣旨及び規定に照らして，その解釈及び決定が妥当であるかを実施機関からの諮問に応じて審査する機関である。したがって，本件に関する職務上請求そのもの及び職務上請求に対する住民票の写しの交付手続において，当該内容に過誤があったかどうかについては，当審議会では判断できない。

しかし，職務上請求に対する住民票の写しの交付手続と保有個人情報の開示請求とは全く異なる制度であり，本件処分の妥当性の判断に影響を与えるものではない。

イ 不服申立人の主張3(2)のカについて

不服申立人は，本件処分は憲法第12条及び第13条に反していると主張する。

住民票の職務上請求が住民基本台帳法の規定により適法になされていたかどうかについては，当審議会が判断する対象ではないが，住民基本台帳法及び本件処分の根拠とする条例の規定が憲法違反であるとの司法判断はされていないこと，及び，本件処分は上記のとおり条例の規定により適正になされたものと判断されることから，本件処分は，憲法第12条及び第13条に違反するとは認められない。

(7) 以上の理由により，当審議会は「1 当審議会の結論」のとおり判断する。

## 6 審議会の処理経過

当審議会の処理の経過は，別表のとおりである。



別表

審 議 会 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成26年 2月26日	諮問書の受理
3月 6日	実施機関の理由説明書の受理
3月12日	第1回審議会（諮問庁の意見陳述）
3月25日	第2回審議会（不服申立人の意見陳述及び審議）
4月25日	第3回審議会（審議）
5月22日	答申